

## 第1章 基本的な考え方

### 1, 基本計画策定の趣旨

20世紀の科学技術の急速な発達、多くの人々に豊かさと利便性をもたらしました。しかし一方で、二度にわたる世界大戦をはじめとして、さまざまな戦争や紛争が世界各地で勃発し、多くの尊い人命が失われたばかりか、さまざまな人権侵害が引き起こされてきました。まさしく20世紀は科学の進歩と戦争の世紀でした。

1948(昭和23)年の第3回国連総会は、たゆまぬ戦争と人権侵害への反省から、「世界人権宣言」を採択し、これを契機として各種の人権関係条約の採択や国際年の設置を進め、世界各国で人権確立に向けたさまざまな取り組みが進めてきました。

こうした人権を巡る国際的な流れのなかで我が国においては、「人種差別撤廃条約」をはじめ人権に関する各種条約の批准や諸制度の整備が図られるとともに、「人権教育のための国連10年」国内行動計画や「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づく「人権教育・啓発に関する基本計画」の策定など、さまざまな人権問題の解決に向けた取り組みが行われています。

本町においても、「大淀町人権擁護に関する条例」(1999(平成11)年9月制定)や「大淀町総合計画」(2007(平成19)年3月策定)に基づき、「人権尊重のまちづくり」を町政の主要な柱として位置づけ、人権教育・啓発を推進し、同時に人権の視点を諸施策の中に反映させてきました。

しかしながら、私たちの身の回りには今なお、部落住民や女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人等にかかわるさまざまな人権課題が存在しています。さらに、近年では、高度情報化や科学技術の発展にともなって、インターネットや携帯電話を悪用した人権侵害やプライバシーをめぐる問題など新たな人権問題もおこっています。

21世紀は「人権と環境の世紀」と言われています。あらゆる人々の人権が尊重される社会を目指し、その役割を積極的に果たしていくことが今、私たちに求められています。

県においては2004年(平成16年)3月、今後の人権施策の推進指針として「奈良県人権施策に関する基本計画」が策定されました。本町もこうした国際社会の動きや国・県の動向を踏まえたうえで、人権の街づくりをより一層推進するため、人権施策の基本指針として本基本計画を策定するものです。

### 2, 基本理念

人権は人が生まれながらに持つ固有の権利であり、決して侵すことのできない権利として日本国憲法に規定されています。つまり社会を構成するすべての人が個人としての生存と自由を確保しており、これは社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利とされているのです。また同時に、すべての人が人権を享有し平和で豊かな社会を実現するためには、自分の人権のみならず他人の人権についても尊重し、同時に権利の行使には責任が伴うことを自覚することが重要となります。

このことから本町では、総合計画において「人権の尊重を住民が幸せに暮らしていくうえでの主要課題として位置づけるとともに、すべての施策の基盤に人権を据え、その

推進をはかる。」としています。

この基本計画では、この趣旨に則り、女性、男性、子ども、高齢者、障がいのある人、障がいのない人、日本人、外国人などすべての住民が互いの個性を尊重し、多様な文化、個性を共に認め合うとともに、住民一人ひとりの思考や行動の価値基準として人権が日常生活に根付くことを目指すものです。また同様に行政施策推進の判断基準としても人権の視点を大切に位置づけます。

「多様性を認め、個人が尊重され、共に支えあえる社会の実現」と「豊かな人権文化の創造」「住民を尊ぶ人権行政」を基本理念とした「人権のまちづくり」の具体化を図ります。

### 3、基本計画の性格

ア、この基本計画は、「大淀町人権擁護に関する条例」の趣旨を踏まえ、本町における人権施策推進にあたっての基本的方向を示すとともに個別の人権課題の方向性を明らかにし、総合的かつ体系的に人権施策を推進するための指針となるものです。

イ、この基本計画は、総合計画との整合性はもとより、町のさまざまな諸計画における人権施策の基本となる計画です。

ウ、この基本計画の策定及び推進をもって、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条（地方公共団体の責務）に対応するものとします。

エ、住民をはじめ関係機関・団体、企業などに対して、本基本計画への理解と共通認識を得ることによって、それぞれの主体的な取り組みを促します。

オ、この基本計画は、社会状況等の変化に応じ、適宜見直しを行うこととします。

### 4、人権施策推進にあたっての基本的な姿勢

#### (1) 人権尊重を基本においた業務・施策の推進

町の全部局が人権に視点を置いた業務や施策の推進を進めます。福祉・健康・安全・教育・環境等あらゆる分野で、住民一人ひとりが安心して暮らせる「人権のまちづくり」を基本にした施策の推進に取り組みます。

#### (2) 住民の主体性を尊重した人権啓発・教育の推進

私たちの日常の中にある、物の見方とか考え方とか感じ方、そして行動の仕方など、日常生活そのものが文化です。その生活文化に人権を核として据えることが「人権文化」であり、その「人権文化」を創造することこそが「人権のまちづくり」です。

「人権のまち」＝「人権文化」の創造を担う主体は住民です。住民一人ひとりが、自他を尊重し、物事を科学的・客観的に判断できる技能や態度を身につけ、それを生活の中に生かさなくてはなりません。そのための情報や学習機会を提供するため、啓発や教育の充実・推進に努めます。

#### (3) 相談・支援に関する施策の充実

人権侵害を受け、あるいは受ける恐れのある人に対する相談・支援体制の整備を進

めます。そのためには町の全部局をまたがった支援体制や関係機関・団体、住民との連携・協働が欠かせません。住民が安心して暮らせるための相談・支援の取組みを人権施策推進の重点課題として位置づけます。

(4) 関係機関・団体等との連携・協働

あらゆる人権施策に、そして「人権のまちづくり」にとって、国・県・他の市町村を始めとする関係機関や民間団体、住民との連携は不可欠です。こうした連携を積極的に呼びかけ、緊密な関係を築きながら、人権施策や人権相談・支援の質と幅を広げます。